

地方自治法に基づく延滞金の徴収等に関する条例をここに公布する。

平成22年 3 月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第17号

地方自治法に基づく延滞金の徴収等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第2項の規定に基づく延滞金（以下「延滞金」という。）の徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。

(督促)

第2条 知事及び公営企業の管理者（以下「知事等」という。）は、法第231条の3第1項の規定による督促（以下「督促」という。）を同項の歳入（以下「歳入」という。）の納期限の翌日から起算して20日以内に行わなければならない。ただし、特別の事情がある場合においては、この限りでない。

(延滞金の徴収)

第3条 知事等は、歳入について督促をした場合においては、延滞金を徴収する。

2 延滞金の額は、歳入の納期限までに納付されない金額に、当該納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額とする。

3 前項の場合において、歳入の納期限までに納付されない金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 延滞金の額の計算につき第2項に定める年当たりの割合は、^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(延滞金の免除)

第4条 知事等は、災害その他延滞金を納付すべき者が延滞金を納付することができないやむを得ない事情があると認める場合においては、その全部又は一部を免除することができる。

(補則)

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事等が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納期限の到来する歳入について適用する。

(延滞金の割合の特例)

3 当分の間、第3条第2項に規定する年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）とする。

(県営工業用水道料金徴収条例の一部改正)

4 県営工業用水道料金徴収条例（昭和53年岩手県条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(延滞金)</u> 第5条 使用者が、納期限までに料金を納付しないときは、当該納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。</p> <p>(過料)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(補則)</p> <p>第7条 [略]</p>	<p>(過料)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(補則)</p> <p>第6条 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(県営工業用水道料金徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

5 施行日前に納期限の到来した県営工業用水道の料金に係る延滞金については、なお従前の例による。